

京都市交通局総合評価競争入札の実施に関する要領

制定 平成25年3月29日

改正 令和3年3月29日、令和4年6月15日、
令和7年3月14日

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（以下「令」という。）及び地方自治法施行規則に定めるもののほか、令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札及び令第167条の13の規定により準用する令第167条の10の2（第6項を除く。）の規定により実施する総合評価指名競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 次に掲げる要件のいずれにも該当する契約は、総合評価競争入札により契約を締結することができるものとする。

- (1) 性能、機能、構造、デザイン、規模、履行方法その他の仕様の全部又は一部について、あらかじめ定めることができないもの
 - (2) 価格その他の契約の条件を総合的に勘案して相手方を決定しようとするもの
 - (3) あらかじめ落札者を決定するための基準を定めることができるもの
 - (4) 工事の請負に係る契約にあっては、予定価格が100、000千円を超えるもの。
ただし、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を特に審査・評価する必要がある場合にあっては、この限りでない。
 - (5) 工事の請負以外の契約（工事の設計、監理、測量、地質調査その他の工事に関する調査、企画等（以下「測量・設計等」という。）の契約を除く。）にあっては、予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件において「物品等の調達」の区分の基準額として告示された額以上のもの
- 2 前項の規定に関わらず、測量・設計等の契約にあっては、前項第2号及び第3号に掲げる要件を満たし、かつ、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できるものについて、総合評価競争入札により契約を締結することができるものとする。
- 3 第1項及び前項に規定する契約について総合評価競争入札により契約を締結しようとするか否かについては、契約ごとに、入札手続に要する日数及び事務負担の増大その他の負担の増加と、契約の目的の達成の水準の向上その他の効果を総合的に勘案して定めるものとする。

(工事請負契約等における総合評価競争入札の区分)

第3条 工事の請負に係る総合評価競争入札を行おうとするときは、次の各号に掲げる技術的工夫の余地の大小その他の条件に応じ、当該各号に掲げる種類に区別することができる。

- (1) 技術的な工夫の余地が大きく、特殊な施工方法その他の高度な技術提案の評価を必

要とするとき 高度技術提案型総合評価競争入札

(2) 技術的な工夫の余地が大きく、一般的な技術提案の評価を必要とするとき 標準型総合評価競争入札

(3) 技術的な工夫の余地が小さく、施工計画の評価を必要とするとき 簡易型総合評価競争入札

(4) 技術的な工夫の余地が小さく、施工計画の評価を必要としないとき 特別簡易型総合評価競争入札

2 前項第2号及び第3号の規定は、測量・設計等に係る総合評価競争入札を行おうとするときに準用する。

(手続に要する日数)

第4条 総合評価競争入札の手続に要する日数は、総合評価競争入札により契約を締結しようとする案件（以下「契約案件」という。）ごとに定める。

(学識経験者の選任)

第5条 令第167条の10の2第4項及び第5項の規定により学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くときは、契約案件ごとに、2人以上の学識経験者を選任するものとする。

2 学識経験者の意見を聴こうとする契約案件が本人又は3親等以内の親族の利害に係るときは、その者を選任することができない。

(意見聴取の方法)

第6条 令第167条の10の2第4項及び第5項の規定による意見の聴取（以下「意見聴取」という。）は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 会議
- (2) 面談
- (3) 電子メール

2 前項第2号の面談による場合は、当局の職員が2名以上で、個別に学識経験者と面談のうえ意見を聴くものとする。

(会議の議事録等の作成)

第7条 前条第1項第1号又は第2号の方法による意見聴取をしたときは、会議の議事録又は面談の結果の報告書を作成するものとする。

(総合評価の評価項目)

第8条 第3条第1項及び第2項の規定により区別した契約案件以外の契約案件に係る総合評価競争入札（以下「一般型総合評価競争入札」という。）、高度技術提案型総合評価競争入札又は標準型総合評価競争入札を行おうとするときは、入札価格のほか次に掲げる項目の全部又は一部について評価するものとする。

- (1) デザイン、構造、規模その他の契約の目的物の形態
- (2) 機能、能力、耐久性、操作性その他の契約の目的物の性能
- (3) 契約の目的の達成のために必要な、将来発生するものを含めた運営管理費、維持更新費、付随して発生する物件の調達その他の入札価格に含まれない経費
- (4) 材料、精度、仕上げその他の契約の目的物の品質
- (5) 契約の履行による効果の見込み
- (6) 提供されるサービスの水準
- (7) 手法、技術、体制、従事者、手順、期間その他の履行の方法

- (8) 同種の契約の履行の成績その他の履行の能力
- (9) 前各号のほか評価することが適当と認められる事項

2 簡易型総合評価競争入札を行おうとするときは、入札価格に加え、原則として、前項第7号及び第8号のほか必要に応じて第9号の項目について評価するものとする。

3 特別簡易型総合評価競争入札を行おうとするときは、入札価格に加え、原則として、第1項第8号のほか必要に応じて第9号の項目について評価するものとする。

(評価に必要な資料の提出等)

第9条 総合評価競争入札を行おうとするときは、各入札者に対し、入札書のほか評価しようとする項目ごとに、評価しようとする内容に応じ、次のいずれかの資料の提出を求め、これを評価するものとする。

- (1) 提案の内容を説明する資料
- (2) 実績、資格その他の事実を証明する資料
- (3) 前2号のほか評価に必要な資料

2 総合評価競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、契約案件の目的及び内容に応じ、評価しようとする項目、入札者が提出しなければならない資料の様式、記載事項及び提出期限その他の資料の提出方法並びに評価の方法を定めるものとする。

3 前項の規定により提出された資料については、令167条の8第2項に規定する入札書とみなし、書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

(提案等の評価方法)

第10条 一般型総合評価競争入札、高度技術提案型総合評価競争入札及び標準型総合評価競争入札において、入札者が前条第1項の規定により提出した資料に記載された内容(第8条第1項第3号に規定する入札価格に含まれない経費(以下「ランニングコスト」という。))を除く。以下「提案等」という。)を評価しようとするときは、おおむね次の方法によるものとする。

- (1) 評価しようとする項目のうち、契約の目的の達成に不可欠な項目(以下「必須項目」という。)を定める。
- (2) 契約の目的の達成のために、契約の相手方が履行しなければならない内容及び履行してはならない内容、並びに当該契約以外の契約において契約の相手方又は契約の相手方以外の者が達成しなければならない内容(以下「要求水準」という。)を定める。
- (3) 必須項目に関する提案等については、項目ごとに次のいずれかの方法により評価する。

ア 要求水準に達しているか否かについてのみ評価し、達しているときは基礎点として得点を与える。

イ 要求水準と比較し、どのような水準に達しているかについて評価し、要求水準に達しているときは基礎点として得点を与え、要求水準を超えている部分があるときは、評価に応じ、基礎点に加えて加算点として得点を与える。

- (4) 評価しようとする項目のうち、必須項目以外の項目(以下「加算項目」という。)に関する提案等については、項目ごとに、評価に応じ、加算点として得点を与える。

2 簡易型総合評価競争入札及び特別簡易型総合評価競争入札を行おうとするときの提案等の評価の方法は、おおむね次の方法によるものとする。

- (1) 入札者が、提出期日までに、提出を求めた評価項目すべてについて適正に作成された資料を提出したときは、基礎点として得点を与える。

(2) 提出された資料に記載された内容については、項目ごとに、評価に応じ、加算点として得点を与える。

(入札価格及び提案等の総合評価の方法)

第11条 入札価格及び提案等の総合評価は、次のいずれかの方式により行う。

(1) 入札者の提案等に対する評価項目ごとの得点の合計を当該入札者の入札価格（ランニングコストについて評価しようとする場合にあつては、ランニングコストを入札価格に加えた価格。以下本条において同じ。）で除して得た数値を比較する方法（以下「除算方式」という。）

(2) 入札者の提案等に対する評価項目ごとの得点と当該入札者の入札価格を点数化した価格点の合計の数値を比較する方法（以下「加算方式」という。）

2 加算方式により総合評価を行おうとする場合において、次の各号に掲げる方法により入札価格の点数化を行おうとするときは、当該各号に定める算式により得られた数値（価格点の配点の範囲を限度とする。）を価格点とするものとする。

(1) 点数化しようとする入札価格の最低入札価格（入札価格のうち最も低い入札価格をいう。以下同じ。）に対する割合を点数化しようとするとき（以下「相対評価」という。）
最低入札価格／入札価格×価格点の配点

(2) 点数化しようとする入札価格の予定価格（ランニングコストについて評価しようとする場合にあつては、ランニングコストについて想定される支出額を含んだ価格。以下本号において同じ。）に対する割合を点数化しようとするとき（以下「絶対評価」という。）

$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{価格点の配点}$

(配点比率)

第12条 各評価項目に対する得点の配分は、契約案件ごとに、次に掲げる総合評価の方法に応じ当該各号に定める比率の範囲内において定める。

(1) 除算方式 基礎点に対する加算点の割合が10分の1以上10分の4以内

(2) 加算方式（価格点を相対評価により求めるもの） 価格点に対する加算点の割合が10分の1以上10分の3以内

(3) 加算方式（価格点を絶対評価により求めるもの） 価格点に対する加算点の割合が10分の1以上10分の6以内

(契約案件ごとの総合評価の方法)

第13条 第8条から前条までの規定にかかわらず、入札価格、ランニングコスト及び提案等に係る総合評価を、第8条から前条までの規定による総合評価の方法と異なる方法により行うことがある。この場合においては、契約案件ごとに総合評価の方法を定める。

(落札方式)

第14条 入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札者のうち、第10条から前条までの規定により算定した総合評価の点数（以下「総合評価点数」という。）の最も高い者を落札者とする。

2 総合評価点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

3 工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、前2項の規定により落札者となるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、これらの規定にかかわらず、令第167条の10の2第2項の規定によりその者以外で総合評価点

数の最も高い者を落札者とすることがある。この場合において、総合評価点数の最も高い者が2人以上あるときは、これらの者にくじを引かせて落札者を定める。

- (1) その者の申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。

4 前項の規定は、同項の規定により落札者となるべき者が同項各号のいずれかに該当する場合の落札者の決定について準用する。

(入札者に交付する書類等)

第15条 総合評価競争入札により契約を締結しようとする場合は、おおむね次に掲げる書類を入札者に交付するものとする。

- (1) 入札説明書又は公告（以下「入札説明書等」という。）
- (2) 総合評価に関する書類（以下「落札者決定基準」という。）
- (3) 仕様（第2条第1項第1号に規定する仕様をいう。以下同じ。）又は要求水準に関する書類（以下「仕様書等」という。）
- (4) 提案等のための様式及び提案等の記載要領に関する書類（以下「記載要領等」という。）

2 総合評価競争入札により契約を締結しようとする場合は、その旨を入札説明書等において明示するものとする。

3 総合評価の方法は、入札説明書等においてその概要を明示するとともに、落札者決定基準において明示するものとする。

4 提案等に関する評価項目、基礎点及び加算点の得点配分その他の評価に関する基準は、落札者決定基準において明示するものとする。

5 ランニングコストとして想定される支出額の上限は、仕様書等において明示するものとする。

6 提案等のための書類の記載方法は、記載要領等において明示するものとする。

(落札者決定基準等の説明等)

第16条 総合評価競争入札の実施において必要がある場合は、入札者に対し、落札者決定基準又は仕様書等に関する説明その他入札の手續に関する説明を行うことがある。この場合においては、その旨を入札説明書等において明示するものとする。

2 ランニングコスト又は提案等の評価において必要がある場合は、入札者に対し、当該入札者が提出した資料に関するヒアリングを実施することがある。この場合においては、その旨を入札説明書等において明示するものとする。

(資料の訂正等)

第17条 入札者の提案等に係る資料について、誤記又は記載漏れその他の不備があるため適正に評価することができないと認められる場合において、不備のある原因が、当局が資料の記入方法に関する適切な説明を欠いたことによるものであると認められるときは、当該提案等に係る競争入札の手續を取り消すものとする。ただし、当該競争入札が通常型指名競争入札であるときは、この限りでない。

2 入札者の提案等のうち事実を証明する資料について、誤記又は記載漏れその他の不備があるため適正に評価することができないと認められる場合において、不備のある原因が、当局が資料の記入方法に関する適切な説明を欠いたことによるものであると認めら

れ、かつ、当該事実について当局が保有する資料により確認できるときは、前項の規定にかかわらず、当局が保有する資料により評価することができる。

- 3 入札者の提案等に係る資料に誤記又は記入漏れその他の不備があるため適正に評価することができないと認められる場合において、この誤記又は記入漏れが、入札者の提案等に係る他の資料から勘案することその他の方法により正しい記載内容が容易に推測できる程度に軽微なものである場合において、正しい記載内容を確認したときは、第1項及び第9条第3項の規定にかかわらず、当局において誤記の訂正又は記入漏れの補記を行ったうえで評価することができる。

(入札参加資格の確認の取消し等及び入札の無効)

第18条 入札前に競争入札参加資格の確認又は指名を行う総合評価競争入札において、京都市交通局競争入札等取扱要綱に定める場合のほか、入札者が、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、その者の競争入札参加資格の確認又は指名を取り消すことができるものとする。

- (1) 所定の期日までに提案等のための資料の全部又は一部を提出しないとき。
- (2) 提案等のために提出した資料について、誤記又は記載漏れその他の不備があるため適正に評価することができないと認められるとき。ただし、前条第2項の規定により当局が保有する資料により評価することとしたとき及び前条第3項の規定により訂正又は補記したうえで評価することができることとしたときを除く。
- (3) 一般型総合評価競争入札、高度技術提案型総合評価競争入札及び標準型総合評価競争入札において、提案等の内容が要求水準に達していないと認められるとき。
- (4) ランニングコストに関する提案のために提出した資料に記載した金額が、当局がランニングコストについて想定される支出額の上限としてあらかじめ定めて公表し、又は入札者に通知した額を超えているとき。
- (5) 提案等の内容が、法令若しくは契約の条件に違反するとき。
- (6) 提案等の内容が、公正な入札の執行、契約の適切な履行、契約の目的の達成、又は当局の他の施策若しくは事業の推進に支障があると認められるとき。
- (7) 第16条第2項の規定により実施するヒアリングについて、事前に当局の承認を得ることなく欠席したとき。
- (8) 提案等のために提出した資料の内容について、虚偽があると認められたとき。
- (9) 前各号のほか契約案件ごとに定める競争入札参加資格の確認又は指名の取消しの要件に該当するとき。

- 2 前項の規定により、入札者の競争入札参加資格の確認又は指名を取り消すこととしようとするときは、あらかじめ、落札者決定基準又は入札説明書等においてその旨を明らかにするものとする。

第18条の2 開札後に競争入札参加資格の確認を行う総合評価競争入札において、京都市交通局競争入札等取扱要綱に定める場合のほか、入札者が、前条第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときはその者の入札を無効とすることができるものとする。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(仕様の変更等)

第19条 一般型総合評価競争入札及び高度技術提案型総合評価競争入札により契約を締結しようとするときは、原則として、契約の相手方が提出した提案（第8条第1項第8号に規定する履行の能力の評価のために提出した提案を除く。次項、第3項及び次条に

において同じ。)の内容により当該契約の仕様の全部若しくは一部を定め、又はあらかじめ定めた仕様を変更するものとする。

- 2 標準型総合評価競争入札により契約を締結しようとするときは、契約の相手方が提出した提案の内容による仕様の変更を行うことができるものとする。
- 3 簡易型総合評価競争入札により契約を締結しようとするときは、契約の相手方が提出した提案の内容による仕様の変更は行わないものとする。

(提案内容の不履行等に係る違約金)

第20条 総合評価競争入札により契約の相手方を決定した場合は、原則として、契約の相手方となった者に当該競争入札においてした提案の内容を履行させるものとする。

- 2 総合評価競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合は、原則として、契約の相手方となった者が当該競争入札においてした提案の内容が達成できないときは、当局に対して違約金を支払わなければならない旨の規定を契約書に付記するものとする。

(事務分担)

第21条 総合評価競争入札において、次に掲げる事務は、契約案件ごとに、契約の対象となる事業の担当課等(以下「事業課等」という。)が実施するものとする。

- (1) 第5条の規定による学識経験者の選任を行うこと。
- (2) 第6条の規定による意見聴取を行うこと。
- (3) 第7条の規定による意見聴取の会議の議事録又は面談の結果の報告書を作成すること。
- (4) 第8条から第13条までに規定する提案等の評価の方法を定めること。
- (5) 第10条、第11条及び第13条の規定による提案等に関する評価を行うこと。
- (6) 第15条第1項に規定する落札者決定基準、仕様書等及び記載要領等を作成すること。
- (7) 第16条第1項の規定による入札の手続に関する説明及び同条第2項の規定によるヒアリングを実施すること。
- (8) 第18条第1項の規定による競争入札参加資格の確認又は指名の取消しの要件を定めること。
- (9) 第19条第1項の規定により仕様を定め、又は変更すること。
- (10) 第20条第1項に規定する提案の内容の履行に関すること。
- (11) 第20条第2項に規定する違約金に関する契約書の規定を作成すること。

2 前項各号に掲げる事務(以下「意見聴取等」という。)の実施に必要な費用は、事業課等又は契約の対象となる事業の予算担当課等において負担するものとする。

3 事業課等は、次の各号に掲げる事務を行ったときは、速やかに、企画総務部総務課(以下「総務課」という。)に対して、当該各号に掲げる文書を送付するものとする。

- (1) 意見聴取の会議の議事録又は面談の結果の報告書の作成 議事録又は報告書
- (2) 落札者決定基準、仕様書等及び記載要領等の作成 落札者決定基準、仕様書等及び記載要領等
- (3) 提案等に関する評価 評価の結果に関する報告書

4 総務課は、契約案件ごとに、次に掲げる手続を実施するものとする。

- (1) 契約案件を定めること。
- (2) 入札公告その他の契約の申込みの誘引を行うこと。
- (3) 入札説明書を作成すること。

- (4) 入札者の総合評価競争入札への参加資格の確認又は指名を行うこと。
- (5) 入札者の提出する提案等を受領すること。
- (6) 第18条第1項の規定により入札参加資格の確認又は指名を取り消すこと。
- (7) 入札及び開札を行うこと。
- (8) 落札者を決定すること。
- (9) 契約の締結に関すること（違約金に関する契約書の規定の作成に関するものを除く。）。
- (10) 入札の予定及び結果その他の入札手続に係る公表に関すること。

5 前各項に定めのない総合評価競争入札の実施に必要な事務の分担は、契約案件ごとに、総務課、事業課等が協議して定める。

（総務課との協議等）

第22条 事業課等は、意見聴取等を実施しようとするときは、総務課と協議したうえで実施しなければならないものとする。

- 2 総務課は、事業課等が意見聴取に係る会議又は面談を実施しようとするときは、原則として、1名以上の所属職員をこれに参加させなければならない。
- 3 総務課は、適正な契約の手続の実施のため必要があると認めるときは、事業課等に対し、意見聴取等に関する指示、指導、助言その他必要な措置を行うことができる。
- 4 総務課は、事業課等から、意見聴取等に係る助言若しくは指導を求められたときは、これを拒んではならないものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日決定）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月15日決定）

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（令和7年3月14日決定）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。